



平成 30 年 2 月 14 日

各 位

会社名 株式会社 スカラ  
代表者名 代表取締役社長 椰野 憲克  
(東証一部・コード 4845)  
問合せ先 常務取締役 木下 朝太郎  
(TEL:03-6418-3960)

### 第三者割当による第 12 回新株予約権の発行に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 2 月 14 日開催の取締役会において、株式会社光通信（本社：東京都豊島区、代表者：玉村剛史、以下「光通信」）に対して第三者割当の方法により株式会社スカラ第 12 回新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）を発行（以下、「本第三者割当」という。）することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

#### 1. 募集の概要

(1)割当日	平成 30 年 3 月 2 日
(2)新株予約権の総数	3,379 個
(3)発行価額	1 個につき金 784 円
(4)当該発行による 潜在株式数	337,900 株
(5)資金調達額	262,832,136 円 (内訳) 発行時： 2,649,136 円 行使時： 260,183,000 円
(6)行使価額	1 株につき 770 円
(7)募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割り当ての方法により、株式会社光通信に 3,379 個を割り当てる。
(8)その他	1. 上記各号については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件とする。 2. 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件 当社は、本新株予約権の払込期日の翌日以降いつでも、当社取締役会によって、本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取

得する日（以下、「本取得日」という。）を決議することができる。当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知を当該取得日の14日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個あたり784円の価額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができるものとする。

## 2. 募集の目的及び理由

### (1) 本第三者割当の主な目的、背景等

当社は、インターネット及び電話、FAX、紙媒体を含むマルチチャネルにおける企業と個人のコミュニケーションをサポートする様々な SaaS/ASP サービスを提供しており、当該 SaaS/ASP サービスの中にはコールセンター運営事業者やキャンペーンオーナーにご利用頂いているものがあります。当社では、当社サービスを実際にご使用いただく運用担当者のご意見をできるだけサービス開発に反映することにより、長く継続的にご利用いただき、また同業他社への横展開可能なサービス創りをしております。そのため、コールセンター関連サービスのノウハウを有する企業との連携は、当社の更なる競争力強化につながると考え、株式会社光通信グループ各社（以下、「光通信グループ各社」）の顧客サポートコンサルティングを行う株式会社レオコネクト（以下、「レオコネクト」）の企業価値を継続的に向上させる目的として、光通信に対して本第三者割当を行うことを決定致しました。

レオコネクトは、光通信グループ各社のコールセンター運営に対する顧客サポートコンサルティングを行ってきたことによるコールセンター運営の豊富なノウハウと、当社の有するコールセンター関連 IT サービスを連携することにより、問合せや困りごとを解決する顧客対応窓口の対応品質を向上し、解約抑止や追加商品の購入につなげる提案をするなど、提案型のインバウンドセンターへと発展させることができます。

当社と光通信は、光通信グループ各社のコールセンター業務をレオコネクトが受託し、またレオコネクトが光通信グループ各社以外からの業務も受託することで、レオコネクトの更なるノウハウの蓄積に貢献し、当社はコールセンター関連サービスと連携させることにより提案型のインバウンドセンター（※）へとサービス強化することにより、レオコネクトの企業価値向上に協力することについて協議を行い合意に至り、新株予約権を光通信へ発行することとなりました。なお、本日付けで当社は、光通信の子会社であるレオコネクトの発行済み株式の66%を取得し、当社の子会社とすることを決定しております（本日付けの適時開示「株式会社レオコネクトの株式取得（子会社化）に関するお知らせ」をご確認下さい）。

（※）インバウンドセンターとは、お客様からのご連絡による照会や要望などに応える業務であり、お客様情報やFAQ、商品データベース等を参照し、必要に応じて関連部門と連携してスピーディーかつお客様の状況に見合った対応を行うコールセンターを言います。

## (2) 第三者割当による新株予約権発行の方法を選択した理由

本新株予約権発行は、資金調達目的ではなく、光通信グループ各社からレオコネクトへ業務委託を行っている現状を踏まえ、光通信のレオコネクトへの支援意欲およびレオコネクトの士気の向上を図ることでレオコネクトの企業価値を向上させ、当該取引を拡大させると同時に、当社のITサービスをレオコネクトのサービスと連携させ、当社の企業価値向上も図っていくことを目的としています。当該目的に沿うためには、本新株予約権発行の他に新株発行の手段も考えられますが、当社が資金調達を目的としていない事実を踏まえ、光通信と協議を行った結果、当社グループの継続的な企業価値向上を図るためには、本新株予約権発行が有効であると判断いたしました。

本新株予約権の行使は、当社株式の希薄化を伴うものでありますが、光通信グループ各社のコールセンター業務委託を請け、またレオコネクトが光通信グループ各社以外からの業務も受託することにより、更なるノウハウや実績が蓄積され、今後の業績拡大に寄与し、中長期的な観点から当社の株主の皆様利益につながるものと考えております。

## 3. 調達する資金の額、使途及び支出予定期間

### (1) 調達する資金の額

払込金額の総額 (円)	発行諸費用の概算額 (円)	差引手取概算額 (円)
262,832,136	2,200,000	260,632,136

(注) 1 払込金額の総額は、本新株予約権の発行価額の総額 2,649,136 円及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額 260,183,000 円の合計額を合算した金額です。

2 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3 発行諸費用につきましては、弁護士費用、登記費用、新株予約権の公正価値算定費用、調査費用となります。

4 本新株予約権の行使価額が調整された場合には、調達資金の総額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額は減少します。

5 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

### (2) 調達する資金の具体的な使途

本新株予約権の発行については、光通信グループ各社のカスタマーサポートコンサルティングを行う当社の子会社となるレオコネクト（本日付けの適時開示「株式会社レオコネクトの株式取得（子会社化）に関するお知らせ」をご確認ください）の企業価値を向上さ

せることを目的としたものであり、資金調達を主たる目的としておりません。また、本新株予約権の行使による資金の払込みは、新株予約権者の判断によるため、払込の金額及び時期を資金計画に組み込むことは困難であります。したがって、差引手取概算額の使途についてはコールセンター関連サービス(カスタマーサポートコンサルティング、キャンペーンシステム開発、SaaS 型 IVR サービス等)の運転資金に充当する予定としておりますが、具体的な使途については当該行使がなされた時点の状況に応じて決定し、その内容については必要に応じて適時適切に開示致します。

なお、上記調達資金は、具体的な支出が発生するまでは安全性の高い預金又は金融商品等で運用する方針であります。

具体的な使途	金額	支出予定時期
運転資金	260,632,136 円	—

#### 4. 資金使途の合理性に関する考え方

本新株予約権の発行は、上記「(2) 調達する資金の具体的な使途」に記載のとおり、当社と光通信の両社が協力してレオコネクトの企業価値を向上させることを目的としており、当社の中長期的な企業価値向上及び業績拡大に資するものであると判断しております。

#### 5. 発行条件等の合理性

##### (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的な内容

当社は、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の算定を第三者算定機関である株式会社 Stewart McLaren (住所：東京都港区東麻布一丁目 15 番 6 号) に依頼しました。

当該算定機関は、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日現在の市場環境、当社の資金調達需要、割当予定先の権利行使行動等を考慮した一定の前提を置き、算定を実施しています。

具体的には、当該算定期間は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定にあたって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の算定モデルとの比較及び検討を実施したうえで、本新株予約権の発行要項及び割当契約先との間で締結する予定の本買取契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうち、汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値算定手法(モンテカルロ法を適用)を用いて本新株予約権の評価を実施しています。また、当該算定期間は、媒介変数を当社の株価(発行決議日前取引日の終値 770 円)、当社株式の変動率(33.74%)、配当利回り(2.60%)、無リスク利率(-0.15%)、権利行使期間(2年)と置き、発行会社の行動及び割当先の行動に関して一定の前提を置き、当社の資金調達需要は株価と独立の事象でその確率は一様に分散的であり、株式の流動性から売却可能株数を想定すること、株式処分コ

スト等を権利行使時のキャッシュフローから反映させること、並びに評価基準日現在の市場環境等を考慮して、他社の新株予約権の発行事例に関する検討等を通じて合理的と見積られる一定に水準を想定して評価を実施しています。

当社は、評価モデル上で前提とした各当事者の行動の選択は、実際の各当事者の行動の選択とは同一とならない可能性もあるものの、割当予定先が表明する行使及び保有方針と整合するものであり、その他算定に用いられた手法、前提条件及び仮定等について特段不合理な点はなく、公正価値の算定結果は妥当なものであると判断し、当該算定期間の算定結果を参考に、本新株予約権の発行価額を当該算定期間の算定結果と同額に決定いたしました。

また、行使価額は、本第三者割当増資に係る取締役会決議日の前営業日における東京証券取引所が公表した当社普通株式の普通取引終値と同値である 1 株当たり 770 円といたしました。

なお、平成 30 年 2 月 14 日開催の取締役会に出席した監査役 3 名全員(うち社外監査役 2 名)からは、第三者評価機関である株式会社 Stewart McLaren により算定された本新株予約権の発行価額について、実務上一般的に公正妥当と考えられる算定方法で算定され、その算定手法についても特に不合理な点が見当たらないことから、本新株予約権の発行価額は特に有利な発行価額に該当せず、適法である旨の意見をいただいております。

## (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権が全て行使された場合の発行株式数は、337,900 株（議決権個数 3,379 個）であり、平成 30 年 2 月 14 日現在の発行済株式総数 16,893,459 株に対し、2.0% の希薄化が生じ、既存株主様におかれましては株式持分及び議決権比率が低下いたします。

しかしながら、前項「資金使途の合理性」に記載いたしました通り、本新株予約権の発行は、中長期的な当社の企業価値向上及び業績拡大に資するものであり、株主の皆様への利益向上につながるものと判断しております。

従いまして、本新株予約権の発行及び行使により一時的な株式の希薄化は生じるものの、その効果を鑑み、本新株予約権の発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的な範囲内であると判断しております。

## 6. 本第三者割当による本新株予約権の割当予定先の選定理由等

### (1) 割当予定先の概要

(1) 名称	株式会社光通信
(2) 所在地	東京都豊島区西池袋一丁目 4 番 10 号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 玉村剛史
(4) 事業内容	法人事業、SHOP 事業、保険事業
(5) 資本金	54,259 百万円

(6) 設立年月日	昭和 63 年 2 月		
(7) 発行済株式数	47,749,642 株 (平成 29 年 9 月末日現在)		
(8) 決算期	3 月末日		
(9) 従業員数	10,463 名 (連結 平成 29 年 3 月末日現在)		
(10) 主要取引先	ソフトバンクモバイル株式会社、KDDI 株式会社 シャープビジネスソリューション株式会社 他		
(11) 主要取引銀行	みずほ銀行 他		
(12) 大株主及び持株比率 (平成 29 年 9 月末日現在)	有限会社光パワー 41.34% 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 2.96% 株式会社光通信 2.95% 重田 康光 2.51% 玉村 剛志 2.39% 有限会社テツ 2.30% 有限会社マサ 2.30% 有限会社ミツ 2.30% 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 1.80% JP MORGAN CHASE BANK 385174 1.22%		
(13) 当事会社間の関係			
資本関係	該当事項はありません。		
人的関係	該当事項はありません。		
取引関係	該当事項はありません。(注) 1.		
関連当事者への 該当状況	該当事項はありません。		
(14) 最近 3 年間の経営成績及び財政状態 (注) 2.			
決算期	平成 27 年 3 月期	平成 28 年 3 月期	平成 29 年 3 月期
連結純資産	175,511 百万円	180,340 百万円	180,459 百万円
連結総資産	393,352 百万円	410,352 百万円	511,487 百万円
1 株当たり連結純資産 (円)	3,488.34 円	3,588.96 円	3,896.35 円
連結売上高	562,509 百万円	574,523 百万円	428,913 百万円
連結営業利益	32,084 百万円	37,483 百万円	41,561 百万円
連結経常利益	36,551 百万円	38,356 百万円	-
連結当期純利益	20,763 百万円	25,021 百万円	39,034 百万円
1 株当たり連結当期純利益(円)	450.27 円	538.13 円	840.12 円
1 株当たり配当金 (円)	160.00 円	186.00 円	240.00 円

(注) 1.IT 業界動向について幅広く情報交換を行っています。

2.同社は、平成 29 年 3 月期より IFRS を適用しておりますため、平成 27 年 3 月期、平成 28 年 3 月期は日本会計基準、平成 29 年 3 月期は IFRS により記載しております。

※当社は同社が東京証券取引所に提出した平成 29 年 12 月 25 日付「コーポレートガバナンス報告書」のうち、「内部統制システム等に関する事項」において公表されている同社の反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況の内容、当社所定の反社会的勢力との関わりについての審査結果等により、同社並びに同社の役員及び主要株主が反社会的勢力である事実、反社会的勢力が同社の経営に関与している事実、同社並びに同社の役員及び主要株主が資金提供その他の行為を行うことを通じて反社会的勢力の維持、運営に協力若しくは関与している事実、並びに、同社及び同社の役員及び主要株主が意図して反社会的勢力等との交流を持っている事実は一切ないと判断しております。

## (2) 割当予定先を選定した理由

当社は、企業と個人のコミュニケーションをサポートする IT サービスをベースにコールセンター向けのシステム開発、クラウドサービス事業を行っております。コールセンター業界では昨今の IT 技術の発展により、AI を駆使したチャットボットサービス、ビッグデータである VOC (Voice of Customer) データを活用した業務コンサルティングなど多種多様な新たなニーズが強まっております。

当社は、それらを事業成長の機会と捉え、電話の自動音声応答サービスや、オペレータによる有人チャットサービス、チャットボットサービスを始めとしたコールセンター関連サービスを開始して参りました。当社は、これらサービスのさらなる強化が急務であると捉えており、積極的なサービス開発及び顧客開拓に注力していたところ、従来から当社と IT 業界動向について、幅広く情報交換を行っていた光通信の子会社であるレオコネクがカスタマーサポートコンサルティング事業を開始することとなり、同社が事業パートナーを探しているとの話を受けました。当社は、前述の通りコールセンター関連事業の強化に注力していたところ、レオコネクも同じ目的を有していたと同時に、レオコネクの有するコールセンター運営の豊富なノウハウと、当社の有するコールセンター関連 IT サービスを連携することにより、問合せや困りごとを解決する顧客対応窓口の対応品質を向上し、解約抑止や追加商品の購入につなげる提案をするなど、提案型のインバウンドセンターへと発展させることができる等、事業シナジーが見込めると判断し、当社はレオコネクの株式を取得（発行済み株式の 66%を取得することにより子会社化し、残りの 34%は光通信が保有）することに致しました。レオコネクは、光通信グループ各社のコールセンター業務を統括している光通信のカスタマーオペレーション本部を事業化するために平成 29 年 12 月 1 日に設立された会社であり、これまで長年に渡り光通信グループ各社が有するブランド・商材におけるカスタマーサポート業務を担い、膨大な案件数、業務を経験することで独自のノウハウを蓄積してきました。

当社は、光通信グループ各社のコールセンター業務をレオコネクトが受託し、またレオコネクトが光通信グループ各社以外からの業務も受託することで、レオコネクトに今後も更にノウハウが蓄積され、継続的な企業価値向上が図られていくことを踏まえ、光通信との提携関係を協議した結果、光通信に対して新株予約権を発行することとなりました。レオコネクトは、その成り立ちからカスタマーサポートコンサルティングに強みを持つ会社であり、今後の当社の事業拡大において重要な子会社になると判断しております。

### (3) 割当予定先の保有方針

当社は、割当予定先より、本新株予約権及び本新株予約権行使により交付される株式はレオコネクトの継続的な企業価値向上を目的にしていることを説明したうえで、本新株予約権の割当てに賛同いただいていることから、本新株予約権及び本新株予約権行使により交付される株式の保有方針について、中長期的に保有する意向であると判断しております。なお、本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の決議による承認を要するものと定めております。

### (4) 割当予定先の払込に要する財産の存在について確認した内容

当社は、光通信について、同社の第31期第2四半期報告書（自平成29年7月1日至平成29年9月30日）に記載の四半期連結貸借対照表における現金及び現金同等物の額（169,546百万円）により、当社への払込みに要する資金については特段問題がなく、本新株予約権の発行についての払込みに関して確実性があるものと判断しております。

## 7. 募集後の大株主持株比率

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権に 対する 所有議決権 の割合	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の総 議決権に対 する所有議 決権の割合
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	東京都中央区晴海1丁目8-11	843,300	4.99%	843,300	4.89%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	東京都中央区晴海1丁目8-11	701,500	4.15%	701,500	4.07%

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権に 対する 所有議決権 の割合	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の総 議決権に 対する所有議 決権の割合
株式会社ク エスト	東京都港区 芝浦1丁目 12-3号	600,000	3.55%	600,000	3.48%
株式会社イ ンフォメー ションクリ エーティブ	東京都品川 区南大井6 丁目22-7	500,000	2.96%	500,000	2.90%
島津 英樹	東京都世田 谷区	452,000	2.68%	452,000	2.62%
田村 健三	東京都世田 谷区	452,000	2.68%	452,000	2.62%
日本マスタ ートラスト 信託銀行株 式会社(信託 口)	東京都港区 浜松町2丁 目11番3号	385,200	2.28%	385,200	2.24%
ばんせい証 券株式会社	東京都中央 区新川1丁 目21-2	342,500	2.03%	342,500	1.99%
株式会社光 通信	東京都豊島 区西池袋1 丁目4番10 号	-	-	337,900	1.96%

(注) 1. 所有株式数及び総議決権に対する所有議決権数の割合は、平成29年12月31日時点の株主名簿をもとに作成しております。

2. 平成29年12月31日の発行済株式総数は16,893,459株、発行済株式に係る議決権の総数は168,916個であります。

3. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成29年12月31日現在の発行済株式に係る議決権の総数(168,916個)に光通信に割当てる本新株予約権の目的となる株式の数337,900株(議決権数3,379個)を加えた議決権数172,295個を基準に算定しております。

4. 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

## 8. 今後の見通し

本新株予約権の発行が当期の業績予想に与える影響は軽微であります。なお、当期の業績予想を修正する必要がある場合には、速やかにお知らせいたします。

## 9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本件第三者割当は、①希薄化率が 25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（新株予約権又は取得請求権すべてが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）ことから、東京証券取引所の定める上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

## 10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

### (1) 最近3年間の業績

	平成 27 年 6 月期	平成 28 年 6 月期	平成 29 年 6 月期
売上高	856,571 千円	864,700 千円	920,200 千円
営業利益	504,354 千円	437,040 千円	66,890 千円
経常利益	517,482 千円	456,115 千円	105,333 千円
当期純利益	290,998 千円	682,872 千円	91,450 千円
1 株当たり 当期純利益	20.83 円	46.58 円	5.43 円
1 株当たり配当金	12.0 円	14.0 円	18.0 円
1 株当たり純資産	124.25 円	208.51 円	201.61 円

### (2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況

	株式数	発行済株式に対する比率
発行済株式数	16,893,459 株	-
潜在株式数	532,100 株	3.15%

(3) 最近の株価の状況

①最近3年間の状況

	平成27年6月期	平成28年6月期	平成29年6月期
始値	756円	601円	829円
高値	766円	615円	895円
安値	685円	464円	820円
終値	723円	504円	840円

②最近6ヶ月の状況

	8月	9月	10月	11月	12月	1月
始値	846円	804円	802円	788円	742円	736円
高値	909円	824円	814円	793円	748円	843円
安値	765円	772円	773円	679円	705円	735円
終値	804円	804円	794円	733円	721円	828円

③発行決議日前営業日における株価

	平成30年2月13日
始値	771円
高値	785円
安値	764円
終値	770円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・公募による新株式発行（一般募集）

払込期日	平成28年3月30日
調達資金の額	701,595,000円（差引手取概算額）
発行価額	744,000,000円
募集時における発行済株式数	14,953,900株
当該募集による発行株式数	1,500,000株
募集後における発行済株式総数	16,453,900株
発行時における当初の資金使途	子会社への融資、借入金の返済
発行時における支出予定時期	平成28年6月期～平成29年6月期
現時点における充当状況	当初の予定通り充当しております。

・公募による自己株式の処分（一般募集）

処分期日	平成 28 年 3 月 30 日
調達資金の額	461,181,780 円（差引手取概算額）
処分価額	489,056,000 円
募集時における発行済株式数	14,953,900 株
処分株式数	986,000 株
募集後における発行済株式総数	14,953,900 株
発行時における当初の資金使途	子会社への融資、借入金の返済
発行時における支出予定時期	平成 28 年 6 月期～平成 29 年 6 月期
現時点における充当状況	当初の予定通り充当しております。

・株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）

払込期日	平成 28 年 5 月 2 日
調達資金の額	173,995,560 円（差引手取概算額）
発行価額	173,995,560 円
募集時における発行済株式数	16,453,900 株
当該募集による発行済株式数	372,000 株
募集後における発行済株式総数	16,825,900 株
発行時における当初の資金使途	子会社への融資、借入金の返済
発行時における支出予定時期	平成 28 年 6 月期～平成 29 年 6 月期
現時点における充当状況	当初の予定通り充当しております。

・募集新株予約権の発行

割当日	平成 28 年 3 月 30 日
発行新株予約権数	6,000 個
発行価額	4,194,000 円
発行時における調達予定資金の額	305,394,000 円
割当先	当社取締役及び従業員
募集時における発行済株式数	16,453,900 株
当該募集による潜在株式数	600,000 株
現時点における行使状況	行使済株式数 67,900 株
現時点における調達した資金の額	38,279,800 円
発行時における当初の資金使途	-
現時点における充当状況	-

## 11. 発行要項

### 株式会社スカラ第 12 回新株予約権

#### 発行要項

1. 新株予約権の名称  
株式会社スカラ第 12 回新株予約権
2. 本新株予約権の払込金額の総額  
金 262, 832, 136 円
3. 申込期日  
平成 30 年 3 月 2 日
4. 割当日及び払込期日  
平成 30 年 3 月 2 日
5. 募集の方法及び割当先  
第三者割当の方式により、すべての本新株予約権を株式会社光通信に割り当てる。
6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数又はその数の算定方法
  - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は 337, 900 株とする（本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下、「割当株式数」という。）は 100 株とする。）。ただし、本項第(2)号及び第(3)号により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
  - (2) 当社が第 10 項の規定に従って行使価額（第 9 項第(2)号に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。ただし、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 10 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
  - (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第 10 項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額適用日と同日とする。
  - (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
7. 新株予約権の総数  
3, 379 個
8. 各本新株予約権の払込金額  
本新株予約権 1 個につき金 784 円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
  - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、当該本

新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に割当株式数に乗じた金額とする。また、その計算の結果生じた1円未満の端数は切り上げるものとする。

(2)行使価額は、金770円とする。ただし、行使価額は第10項の規定に従って調整されるものとする。

#### 10. 行使価額の調整

(1)当社は、本新株予約権の割当日以後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更が生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

(2)行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合(無償割当による場合を含む。)(ただし、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)、調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当の場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行もしくは処分につき株主に割り当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ② 株式分割により当社普通株式を発行する場合  
調整後行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。
- ③ 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合、調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当の場合は)効力発生日以降これを適用する。ただし、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。
- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されるものを含む。)の取得と引き換えに本項第(4)号②に定める時価をも

って当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ 本号①ないし③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の期間の承認を条件としているときには、本号①ないし③に関わらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left[ \begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} \right] \times \begin{array}{c} \text{調整前行使価額により当該} \\ \text{期間内に交付された株式数} \end{array}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときにはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合、行使価額の調整は行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。
- ②行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数点第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。
- ③行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社が保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本項第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する交付株式数は、基準日において当社が保有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は必要な行使価額の調整を行う。
- ①株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行き行使価額の調整を必要とするとき。
- ②その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生等により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、本項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合、適用開始日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権の行使期間

平成30年3月2日から平成32年3月1日までとする。ただし、第13項に従って当社が本新株予約権の全部または一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。

12. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

13. 本新株予約権の取得の事由

(1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合、本新株予約権の割当日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って、当社取締役会が定める取得日の15取引日前までに通知したうえで、本新株予約権1個につき、本新株予約権の払込価額と同額で、本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部または一部を取得することができる。

(2) 当社は、当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）をする場合、株式交換もしくは株式移転によりほかの会社の完全子会社となる場合又は取引所において当社の普通株式が上場廃止とされる場合は、会社法第273条の規定に従い、当社取締役会が定める取得日の15取引日前までに通知したうえで、本新株予約権1個につき、本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部を取得する。

14. 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

15. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

16. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

17. 新株予約権の行使請求

(1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえで、第11項に定める行使期間中に第18項記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。

(2) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭を全額を現金にて

第 19 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

- (3) 本新株予約権の効力は、行使請求に要する書類が第 18 項に定める行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が第 19 項に定める払込取扱場所の口座に入金された日に発生する。

18. 行使請求受付場所

株式会社スカラ 経営管理本部

19. 払込取扱場所

株式会社みずほ銀行 虎ノ門支店

20. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転をする場合の本新株予約権の取扱い

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編成行為」という。）をする場合、当該組織再編成行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する本新株予約権者に対し、会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイないしホに掲げる株式会社（以下、総称して「再編成対象会社」という。）の新株予約権を、次の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。

① 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

② 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

④ 新株予約権を行使することのできる期間

第 11 項に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力が生ずる日のいずれか遅い日から、第 11 項に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

第 16 項に準じて決定する。

⑥ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

第 9 項に定める行使価額を基準に組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権 1 個当たりの目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。

⑦ その他の新株予約権の行使条件、新株予約権の取得事由及び取得条件

第 12 項及び第 13 項に準じて決定する。

⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権の譲渡による取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

⑨新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合

1株に満たない端数は、切り捨てるものとする。

21. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関して必要な事項は、当社取締役会に一任する。

以 上